

お子さまの将来資金、今から準備しませんか？

0歳からはじめる

こどもNISA

2027年1月より、お子さま名義で将来に向けた資産形成ができる「こどもNISA」が開始されます。これによりお子さまの教育資金や将来への備えとして、長期・積立・分散投資を活用した準備が可能になります。



	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
利用対象年齢	その年の1月1日において0～17歳	その年の1月1日において18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	18歳になったら自動的に移行 1,800万円	最大1,200万円
非課税保有期間	無期限	無期限	
投資方法	積立	積立	一括・積立
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託	積立・分散投資に適した一定の投資信託	一定の上場株式・投資信託等
払出し	原則として基準年※1の前年12月31日まで払出し不可	制限なし	制限なし
非課税保有限度額の管理	簿価残高で管理/換金分の枠の再利用可能※2		
運用・管理	法定代理人等(「法定代理人」または「法定代理人から書面で委任を受けた二親等以内の親族」)が行う	口座開設者本人が行う	口座開設者本人が行う
金融機関変更	不可	一定の要件を満たせば可能	一定の要件を満たせば可能

現行制度および「令和8年度税制改正」、「金融庁NISA特設ウェブサイト」をもとに宣研ロジエ株式会社が作成

※1 NISA口座開設者本人がその年の3月31日において18歳である年。ただし、その年の3月31日において12歳である年以降は、口座開設者本人の同意に基づき、口座開設者本人の教育費または生活費の支払いに係る払出しは可能。 ※2 枠の再利用ができるのは、換金した翌年以降。

2027年からのこどもNISA制度のポイント

POINT 1 0歳からはじめる、お子さまの資産形成

2027年より、0歳から17歳までのお子さまもNISA口座の開設が可能になります。お子さまの将来に向けて、早い時期から資産形成をスタートできます。

POINT 2 期限を気にしない非課税での長期運用

非課税保有期間は無期限。教育資金や将来への備えとして、時間を味方につけながら長期的な資産形成が可能です。

POINT 3 長期・積立・分散投資による将来への備え

こどもNISAでは「つみたて投資枠」を利用します。少額からコツコツ積み立てながら、長期・積立・分散投資による運用ができます。

POINT 4 成人後につながる継続的な資産形成

18歳以降は成人向けNISAへ移行。お子さま自身の資産形成として、将来にわたり継続して活用できます。

POINT 5 法定代理人等による安心の運用サポート

口座名義はお子さま本人ですが、運用・管理は法定代理人等が代理で行います。ご家族でお子さまの未来に向けた資産形成をサポートできます。

こどもNISA制度のよくある質問についてご紹介します。裏面をご覧ください。



お問合せ先

飯田信用金庫

金融機関コード：1394 商号：飯田信用金庫 登録金融機関：関東財務局長（登金）第252号 加入協会：なし

2026年8月現在

こどもNISA よくある質問

Q いくらまで投資できますか？



A

年間60万円まで投資できます。年間60万円の非課税投資を行った場合、10年で非課税保有限度額の600万円に達します。毎月積み立てる場合、月5万円まで非課税制度を活用した積立投資が可能です。

Q 途中で払出すことはできますか？



A

原則として、基準年の前年12月31日まで払出すことはできません。ただし、災害や疾病等のやむを得ない場合や、その年の3月31日において12歳である年以降は、一定の要件を満たせば払出すことができます。
※要件を満たさず18歳未満で払出した場合、非課税の適用がなくなり、NISA口座が廃止されますのでご注意ください。

Q ジュニアNISAとは何が違いますか？



A

非課税保有期間が無期限であることや、年間投資枠の違い、利用できる投資勘定などが異なります。なお、ジュニアNISAを利用して新規投資できる期間は終了しています。

18歳未満の非課税口座(こどもNISA口座)に関するご留意事項

- 一人一口座(一金融機関等に限られます)しか開設できません(成人向けのNISA口座と異なり金融機関変更は不可)。
- つみたて投資枠のみ設けられ、成長投資枠は設けられません。
- 口座開設者本人が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しはできません。ただし、その年の3月31日において12歳である年以降は、教育費や生活費に係る払出しは所定の手続きをすれば可能です。
- こどもNISA口座から契約不履行等の事由による払出しがあった場合、当該口座は廃止され、当該口座内の株式投資信託等は、過去に非課税とされた配当等や譲渡益について非課税の適用がなかったものとされます。
- こどもNISA口座の資産は口座開設者本人に帰属しますが、口座開設者本人が未成年(制限行為能力者)の間の払出し手続きは、法定代理人が行う必要があります。
- 払出しを行った資金は口座開設者本人に帰属するため、口座開設者本人以外の方が費消等した場合には、贈与税の課税問題等が生じるおそれがあります。
- 投資される資金は口座開設者本人に帰属する資金に限られ、口座への資金拠出は口座開設者本人の名義口座からの振替・振込み、または口座開設者本人(法定代理人が代理する場合を含みます)による現金入金に限られます。なお、口座開設者本人に帰属する資金以外の資金により投資が行われた場合には、所得税・贈与税等の課税問題が生じるおそれがあります。
- 運用管理者は「法定代理人」または「法定代理人から書面で委任を受けた二親等以内の親族」に限られます。
- 口座開設者本人が18歳になると、法定代理権が消滅するため、原則として口座開設者本人が運用することになります。
- 口座開設者本人がその年の1月1日において18歳の年を迎えると、こどもNISA口座は、自動的に成人向けのNISA口座(非課税保有限度額1,800万円等)になります。
- 口座開設者本人が18歳到達以降に初めて取引等をされるまでの間に、適合性の確認をさせていただきます。
- このご案内は、本資料作成時点の法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により記載内容と異なってくる可能性があります。
- こどもNISA口座を利用される場合には、別途、対象商品や、成人向けのNISAに係るつみたて投資枠に関する留意事項などについてもご確認ください。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。
- 投資信託は、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。
- 投資信託は、元本および利回りの保証がない金融商品です。
- 投資信託には、購入時または換金時に手数料のかかるものや、換金の際に信託財産留保額が控除されるものがあります。また、保有期間中に運用管理費用(信託報酬)等の費用が信託財産から差し引かれます。
- 投資信託は、換金時期等に制約がある場合があります。
- 投資信託の購入のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- 投資信託のお申込みの際には、あらかじめ最新の投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面等(金融商品取引法第37条の3の規定により提供する情報)をお渡ししますので、商品内容を十分に理解したうえでお申込みください。

投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。投資信託の運用による利益および損失はお客様に帰属します。